

鹿兒島大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員
対応要領に係る留意事項（病院）

鹿兒島大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領(平成28年3月18日学長裁定。以下「対応要領」という。)第6条第2項及び第7条第3項に定める留意事項は、以下のとおりとする。

第1 不当な差別的取扱いに関する例(第6条関係)

対応要領第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は、次のとおりである。

なお、ここに記載する内容はあくまでも例示であり、これらの例だけに限られるものではないこと、正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には別途の検討が必要であることに留意すること。

(正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例)

(以下、例示)

- (1) 障害があることを理由に窓口対応を拒否すること。
- (2) 障害があることを理由に対応の順序を劣後させること。
- (3) 障害があることを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒むこと。
- (4) 障害があることを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒むこと。
- (5) 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害があることを理由に、診療等の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、障害を理由に付き添い者の同行を拒むこと。
- (6) 障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全などについて考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由に施設利用を拒否すること。
- (7) 正当な理由なく、本人(本人の意思を確認することが困難な場合は家族等)の意思に反した医療の提供を行うこと又は意思に沿った医療の提供を行わないこと。

(正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例)

(以下、例示)

- (1) 診療等の事務手続を行うため、障害者本人に同行した者が代筆をしようとした際に、必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者本人に対し障害の状況や本人の手続の意思等を確認すること。

第2 合理的配慮に関する例(第7条関係)

合理的配慮は、不特定多数の障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、対応要領第3条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、例としては、次に掲げるとおりである。

なお、これらの例はあくまでも例示であり、ここに記載する例以外であっても合理的配慮に該当するものがあること、また、個別の事案ごとに判断することが必要であることに留意すること。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例)

(以下、例示)

- (1) 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をすること、また、携帯スロープを渡すなどすること。
- (2) 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡すこと、また、パンフレット等の位置を分かりやすく伝えること。
- (3) 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりすること。
- (4) 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にするこ

と。

- (5) 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった際、別室の確保が困難である場合に、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設けること。
- (6) 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりすること。
- (7) 災害や事故が発生した際、院内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害のある者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図ること。
- (8) イベント会場において知的障害のある子供が発声やこだわりのある行動をしてしまう場合に、保護者から子供の特性やコミュニケーションの方法等について聞き取った上で、落ち着かない様子のときは個室等に誘導すること。
- (9) 視覚障害のある者からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、求めに応じてトイレの個室を案内すること。その際、同性の職員がいる場合は、障害者本人の希望に応じて同性の職員が案内すること。

(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の例)

(以下、例示)

- (1) 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字、触覚による意思伝達等のコミュニケーション手段を用いること。
- (2) 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認すること。
- (3) 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡すこと。
- (4) 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりすること、また、本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行うこと。
- (5) 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明すること。
- (6) 障害者から申出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭においたメモを、必要に応じて適時に渡すこと。

(ルール・慣行の柔軟な変更の例)

(以下、例示)

- (1) 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手順順を入れ替えること。
- (2) 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意すること。
- (3) スクリーンや表示板等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保すること。
- (4) 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更すること。
- (5) 病院の敷地内の駐車場等において、障害者の来訪が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更すること。
- (6) 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声等がある場合、当該障害者に説明の上、施設の状況に応じて別室を準備すること。

また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに判断することが必要であることに留意する。

(合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例)

(以下、例示)

- (1) 移動に際して支援を求める申出があった場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、支援を断ること。
- (2) 電話利用が困難な障害者から電話以外の手段により各種手続が行えるよう対応を求められた場合に、マニュアル上、当該手続は利用者本人による電話のみで手続可能とすることとされていることを理由として、電子メールやファックスを介した電話等の代替措置を

検討せずに対応を断ること。

(合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例)

(以下、例示)

- (1) 診療等の一環として行っていない業務の提供を求められた場合に、その提供を断ること。(必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られていることの観点)
- (2) 抽選申込みとなっているイベントへの参加について、抽選申込みの手続を行うことが困難であることを理由に、イベントへの参加を事前に確保しておくよう求められた場合に、当該対応を断ること。(障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであることの観点)
- (3) イベント当日に、視覚障害のある者から職員に対し、イベント会場内を付き添ってブースを回ってほしい旨頼まれたが、混雑時であり、対応できる人員がいなかったことから対応を断ること。(過重な負担(人的・体制上の制約)の観点)

さらに、環境の整備は、不特定多数の障害者向けに事前的改善措置を行うものであるが、合理的配慮は、環境の整備を基礎として、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して個別の状況に応じて講じられる措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例は、次のとおりである。

(合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例)

(以下、例示)

- (1) 障害者差別解消の推進を図るための職員への研修を実施(環境の整備)するとともに、職員が、患者等一人一人の障害の状態等に応じた配慮を行うこと。(合理的配慮)
- (2) エレベーターの設置や点字表示といった施設のバリアフリー化を進める(環境の整備)とともに、エレベーターがない施設の上下階に移動する際は、マンパワーで移動をサポートすること、また、点字表示がない施設を移動する際は、障害者本人の求めに応じて移動をサポートすること。(合理的配慮)
- (3) 障害者から書類への代筆を求められた場合に円滑に対応できるよう、予め手続における適切な代筆の仕方について研修を行う(環境の整備)とともに、障害者から代筆を求められた場合には、研修内容を踏まえ、本人の意向を確認しながら担当者が代筆すること。(合理的配慮)
- (4) 電子メール、ウェブサイト、ファックスなど多様な媒体で情報提供、予約受付、案内を行う(合理的配慮)とともに、ICT(コンピュータ等の情報通信技術)を活用したコミュニケーション機器(データを点字に変換して表示する、音声を変換する、表示された絵などを選択することができる機器など)を設置すること。(環境の整備)
- (5) 個人情報の保護に配慮した上で、院内放送を文字化したり、電光掲示板で表示したりする(環境の整備)とともに、身振り、手話、要約筆記、筆談、図解、ふりがな付文書を使用するなど、本人が希望する方法で分かりやすい説明を行うこと。(合理的配慮)